

立山舟橋都市計画区域マスタープラン(立山舟橋都市計画整備、開発及び保全の方針)

現行（平成 25 年 3 月）	見直し案※赤字が能登半島地震前の変更箇所 青地が今回（能登半島地震を踏まえた）変更箇所
第 2 章立山舟橋都市計画区域	第 2 章立山舟橋都市計画区域
1 都市計画の目標	1 都市計画の目標
1）都市づくりの基本理念	1）都市づくりの基本理念
①現況と課題	①現況と課題
本区域は富山県のほぼ中央に位置し、立山町の平野部と舟橋村の全域をその範囲とする区域である。区域の西北部には常願寺川によって形成された扇状地が広がっており、南東部は日本の屋根と呼ばれる北アルプス立山連峰に連なる丘陵地となっている。 人口については、富山市の近郊住宅都市としての役割を担っていることから近年増加傾向にあったが、今後はゆるやかに減少傾向に転じると予測されている。 土地利用については、適切な宅地開発と居住環境の整備を図るため、用途地域内での計画的な開発を誘導するとともに、用途地域外については無秩序な開発を抑制する必要がある。 交通基盤については、県道富山立山公園線の富立大橋の暫定 2 車線供用などにより、都市間の連携は強化されたが、市街地において狭隘な路線が残っており、今後、都市の骨格となる幹線・補助幹線道路の整備など都市内における質の高い道路網の構築が課題となっている。 更に、地域の発展の原動力となる産業については、年間 1 0 0 万人の観光客が訪れる立山黒部アルペンルートを擁することから、今後とも、これらの観光資源を活かした産業の振興を進めるほか、立山インターチェンジ周辺など、恵まれた立地条件を活かした企業誘致を推進するため、都市基盤のさらなる充実を図る必要がある。	本区域は富山県のほぼ中央に位置し、立山町の平野部と舟橋村の全域をその範囲とする区域である。区域の西北部には常願寺川によって形成された扇状地が広がっており、南東部は日本の屋根と呼ばれる北アルプス立山連峰に連なる丘陵地となっている。 人口については、富山市の近郊住宅都市としての役割も担っている<u>ものの、近年は増加から減少傾向に転じており、今後もこの傾向が続くものと予想されている。</u> 土地利用については、適切な宅地開発と居住環境の整備を図るため、用途地域内での計画的な開発を誘導するとともに、用途地域外については無秩序な開発を抑制する必要がある。<u>なお、既存の工業地域内では企業誘致がほぼ完了したことから、新たな工業用地の確保が課題となっている。</u> 交通基盤については、<u>現在整備中の県道富山立山公園線の富立大橋の 4 車線化により都市間の連携が強化される一方で、市街地において狭隘な路線が依然として残っており、都市の骨格となる幹線・補助幹線道路の整備など都市内の交通の円滑化に資する</u>道路網の構築が課題となっている。 更に、地域の発展の原動力となる産業については、<u>国内外から数多く</u>の観光客が訪れる立山黒部アルペンルートを擁することから、今後とも、これらの観光資源を活かした産業の振興を進めるほか、<u>北陸自動車道</u>立山インターチェンジ周辺など、恵まれた立地条件を活かした企業誘致を推進するため、都市基盤のさらなる充実を図る必要がある。
②都市計画の基本理念	②都市計画の基本理念
本区域は、豊かな自然に代表される恵まれた環境を通して、地域間交流を促進するとともに、市街地部を中心とした良好な居住環境の形成を目指すこととし、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～雄大な自然環境の下での交流と快適な田園環境が融和するまち～ ○ 恵まれた自然環境と共生する都市づくり ○ 安全で快適な生活環境を創造する都市づくり ○ 地域間の交流を大切にする都市づくり ○ 活力ある産業経済を支える都市づくり	本区域は、豊かな自然に代表される恵まれた環境を通して、地域間交流を促進するとともに、市街地部を中心とした良好な居住環境の形成を目指すこととし、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。 ～雄大な自然環境の下での交流と快適な田園環境が融和するまち～ ○ 恵まれた自然環境と共生する都市づくり ○ 安全で快適な生活環境を創造する都市づくり ○ 地域間の交流を大切にする都市づくり ○ 活力ある産業経済を支える都市づくり
○恵まれた自然環境と共生する都市づくり	○恵まれた自然環境と共生する都市づくり
美しい田園環境や川辺環境、段丘斜面や立山連峰の山裾緑地など豊かな自然環境と調和した	美しい田園環境や川辺環境、段丘斜面や立山連峰の山裾緑地など豊かな自然環境と調和し

住み良いまちづくりを目指す。	た住み良いまちづくりを目指す。
○安全で快適な生活環境を創造する都市づくり 道路や下水道などの生活基盤の整備を計画的に進め、環境保全や防災への意識の向上を図りつつ、安全で快適に暮らせる生活環境づくりを目指す。	○安全で快適な生活環境を創造する都市づくり 道路や下水道などの生活基盤の整備を計画的に進め、環境保全や防災への意識の向上を図りつつ、安全で快適に暮らせる生活環境づくりを目指す。
○地域間の交流を大切にする都市づくり 富山市の中心市街地に近いという立地特性を活かし、周辺市町村との連携を強化し、地域間交流の促進を目指す。	○地域間の交流を大切にする都市づくり 富山市の中心市街地に近いという立地特性を活かし、周辺市町村との連携を強化し、地域間交流の促進を目指す。
○活力ある産業経済を支える都市づくり 地域の基幹をなす産業については、周辺環境と調和した基盤整備と適切な土地利用を図り、活力あるまちづくりを目指す。	○活力ある産業経済を支える都市づくり 地域の基幹をなす産業については、周辺環境と調和した基盤整備と適切な土地利用を図り、活力あるまちづくりを目指す。
2) 地域毎の市街地像	2) 地域毎の市街地像
本区域の都市構造はその機能から大きく3つに区分される。それぞれの市街地像は以下のとおりである。	本区域の都市構造はその機能から大きく <u>4つ</u> に区分される。それぞれの市街地像は以下のとおりである。
① 中核ゾーン	①中核ゾーン
中核ゾーンは、五百石地区を核とする既成市街地を位置づけるものとし、賑わい創出と定住促進を積極的に進めるものとする。 このため、空き家・空き店舗の活用等により、魅力ある店舗の立地を誘導するとともに、富山地方鉄道五百石駅と一体的に整備された交流施設など、公共公益施設の整備充実を図り、都市の拠点にふさわしい市街地形成を目指す。	中核ゾーンは、 <u>富山地方鉄道立山線</u> 五百石 <u>駅周辺</u> を核とする既成市街地を位置づけるものとし、賑わい創出と定住促進を積極的に進めるものとする。 <u>このため、空き家・空き店舗の活用等により、魅力ある店舗の立地を誘導するとともに、誰もが集える交流施設防災と子育て支援の機能を持った複合施設など、公共公益施設の整備充実を図り、都市の拠点にふさわしい市街地形成を目指す。</u>
②市街地ゾーン	②市街地ゾーン
立山地区については、中核ゾーンを取り巻く形で市街地ゾーンを配置するものとし、雄大な立山連峰の自然を背景に、のびやかでゆったりとした暮らしを楽しみ、生涯を安心して暮らせる居住環境の整備により、良好な市街地形成を目指す。 また、舟橋地区については、周辺の田園環境や河川環境と調和したコンパクトな市街地形成を目指す。	立山地区については、中核ゾーンを取り巻く形で市街地ゾーンを配置するものとし、雄大な立山連峰の自然を背景に、 <u>のびやかで</u> ゆったりとした暮らしを楽しみ、生涯を安心して暮らせる居住環境の整備により、良好な市街地形成を目指す。 また、舟橋地区については、周辺の田園環境や河川環境と調和したコンパクトな市街地形成を目指す。
③産業振興ゾーン	③産業振興ゾーン
産業振興ゾーンは、立山・舟橋両地区における既存工業地や立山インターチェンジ周辺、立山インターチェンジから富立大橋への幹線道路沿道を位置づけるものとし、既存工業の活性化や企業誘致、商業施設の立地促進を図り、地域における雇用の拡大と活力ある都市の創出を目指す。	産業振興ゾーンは、立山・舟橋両地区における既存工業地や <u>北陸自動車道</u> 立山インターチェンジ周辺、立山インターチェンジから富立大橋への幹線道路沿道を位置づけるものとし、既存工業の活性化や企業誘致、商業施設の立地促進を図り、地域における雇用の拡大と活力ある都市の創出を目指す。
④歴史景観ゾーン	④歴史景観ゾーン
歴史景観ゾーンは、岩峠寺地区の既成市街地や周辺の田園地域を位置づけるものとし、歴史ある街並み景観や良好な田園環境の保全に努め、うるおいある居住環境の創出と地域の個性を活かした景観づくりに努める。 また、県道富山立山公園線の沿道については、良質な屋外広告物の設置誘導に努め、良好な	歴史景観ゾーンは、岩峠寺地区の既成市街地や周辺の田園地域を位置づけるものとし、歴史ある街並み景観や良好な田園環境の保全に努め、うるおいある居住環境の創出と地域の個性を活かした景観づくりに努める。 また、県道富山立山公園線沿道については、 <u>当該地域にふさわしい</u> 屋外広告物の設置誘導に

沿道景観の形成を目指す。	努め、良好な沿道景観の形成を目指す。
3) 目標年次	3) 目標年次
本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。	本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を <u>令和 23 (2041) 年</u> とする。 都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を <u>令和 13 (2031) 年</u> とする。
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針
1) 区域区分の決定の有無	1) 区域区分の決定の有無
本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は平成 17 年現在 28,994 人であり、近年増加傾向にあるが、少子高齢化の影響から、今後は減少傾向になると予想されている。ただし、これまで用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては、用途地域内を上回る人口増加がみられるため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。 このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。 また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。	本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。 本区域の人口は、 <u>平成 27 (2015) 年現在 27,969 人で減少傾向にあり、今後この傾向が続くもの</u> と予想されている。 <u>これまで、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、への人口誘導が課題となっていたが、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組んできた結果、用途地域内の人口は近年増加している。また、</u> 白地地域において <u>は</u> も、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。 このように、本区域においては、人口の減少が予想され、 <u>今後とも区域内の</u> 土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。
3 主要な都市計画の決定の方針	3 主要な都市計画の決定の方針
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
①主要用途の配置の方針	①主要用途の配置の方針
本区域においては、周辺の自然環境に配慮しながら、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的な土地利用の整序を図る。 特に中心市街地については、都市の顔となる拠点の形成により、賑わいの創出を図る。	本区域においては、周辺の自然環境に配慮しながら、用途地域をはじめとする規制・誘導により、計画的な土地利用の整序を図る。 特に中心市街地については、都市の顔となる拠点の形成により、賑わいの創出を図る。 <u>また、幹線道路沿道等利便性の高い地域においては、用途地域を指定するなど、無秩序な開発や環境の悪化を抑制しながら、</u> 計画的な企業誘致の推進や既存産業の振興に取り組む。
a 商業地	a 商業地
五百石駅を中心とした既成市街地については、魅力的な店舗の立地や、安全で快適に買い物ができる歩行者空間の整備、高齢者等が休憩や団らんどできるコミュニティ施設や交流施設などの活用に努め、商店街の魅力増加による賑わい創出を図る。 幹線道路沿道については、沿道サービス型の商業地を配置し、住民の多様なニーズに対応し	五百石駅を中心とした既成市街地については、魅力的な店舗の立地や、安全で快適に買い物ができる歩行者空間の整備、 <u>住民</u> 等が休憩や団らんどできるコミュニティ施設や交流施設などの活用に努め、商店街の魅力増加による賑わい創出を図る。 幹線道路沿道については、沿道サービス型の商業地を配置し、住民の多様なニーズに対応し

た店舗や生活利便施設などの立地の誘導などにより、暮らしの利便性の向上を図る。	た店舗や生活利便施設などの立地の誘導などにより、暮らしの利便性の向上を図る。
b 工業地	b 工業地
塚越地区等の既存工業地や立山インターチェンジ周辺については、計画的な企業誘致の推進や既存産業の振興に取り組むとともに、農林業への配慮や緑地の確保などに努め、工場や事業所の立地にふさわしい環境整備に努める。	既存工業地や立山インターチェンジ、 <u>富立大橋周辺については</u> 、計画的な企業誘致の推進や既存産業の振興に取り組むとともに、農林業への配慮や緑地の確保などに <u>努め</u> 、工場や事業所の立地にふさわしい環境整備に努める。
c 住宅地	c 住宅地
住宅地は、既成市街地を取り囲む一帯に配置し、自然環境と調和した住みよい居住環境の整備を進めるとともに、未利用地の有効活用を促進する。 また、新たに配置される住宅地については、地区計画、建築協定などにより、ゆとりや快適さを備えた魅力ある住宅地の創出を図る。	住宅地は、既成市街地を取り囲む一帯に配置し、自然環境と調和した住みよい居住環境の整備を進めるとともに、未利用地の有効活用を促進する。 また、新たに配置される住宅地については、地区計画、建築協定などにより、ゆとりや快適さを備えた魅力ある住宅地の創出を図る。
②土地利用の方針	②土地利用の方針
a 土地の高度利用に関する方針	a 土地の高度利用に関する方針
五百石駅周辺については、市街化の動向や交通体系の整備動向を見据えながら、土地の高度利用を含め、商業の集積や居住、公共公益施設などの充実を図り、中心市街地としての魅力創出に努める。	五百石駅周辺については、市街化の動向 <u>等</u> を見据えながら、土地の高度利用を含め、 <u>官民が連携し</u> 、商業の集積や居住、公共公益施設などの充実を図り、中心市街地としての魅力創出に努める。
b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針	b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
用途地域内については用途地域の設定により、混在化していた土地利用が徐々に純化しつつあるものの、依然として工場の混在などにより、住環境の悪化が懸念される地区もあることから、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。	用途地域内については用途地域の設定により、混在化していた土地利用が徐々に純化しつつあるものの、依然として <u>住居と</u> 工場の混在などにより、住環境の悪化が懸念される地区もあることから、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。
c 居住環境の改善又は維持に関する方針	c 居住環境の改善又は維持に関する方針
豊かな自然環境の中で、安全で快適に暮らせる居住環境の形成を図るため、用途地域外における開発については、地区計画、建築協定などにより、都市的土地利用と自然的土地利用との整序を図り、四季の移ろいを肌で実感でき、暮らしの豊かさが感じられる住宅地を形成する。	豊かな自然環境の中で、安全で快適に暮らせる居住環境の形成を図るため、用途地域外における開発については、地区計画、建築協定などにより、都市的土地利用と自然的土地利用との整序を図り、四季の移ろいを肌で実感でき、暮らしの豊かさが感じられる住宅地を形成する。
d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針	d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
京坪川河川公園や白岩川河川公園、立山町総合公園、末三賀緑地などの市街地内やその周辺の公園・緑地をはじめ、農村地帯に点在する屋敷林、社寺林などは、住民が身近に接し、ふれあえる緑であることから、その保全や適切な管理に努める。	京坪川河川公園や白岩川河川公園、立山町総合公園、末三賀緑地などの市街地内やその周辺の公園・緑地を <u>はじめ、農村地帯に点在する屋敷林、社寺林などは、住民が身近に接し、ふれあえる緑であることから、</u> その保全や適切な管理に努める。
e 優良な農地との健全な調和に関する方針	e 優良な農地との健全な調和に関する方針
都市にうるおいを与える貴重な緑の空間として、市街地周辺の農地を積極的に保全するとともに、建築物の適正な誘導など土地利用の整序に努め、今後とも美しい田園風景を保全する。	都市にうるおいを与える貴重な緑の空間として、市街地周辺の農地を積極的に保全するとともに、建築物の適正な誘導など土地利用の整序に努め、今後とも美しい田園風景を保全する。
f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域には、上流域に荒廃地を有する常願寺川をはじめとして大小河川が数多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、常願寺川周辺には地すべり危険箇所が多くある。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。	本区域には、上流域に荒廃地を有する常願寺川をはじめとして大小河川が数多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、常願寺川周辺には地すべり危険箇所が多くある。これら土砂災害危険箇所においては災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく<u>土砂災害特別警戒区域等に指定された区域については</u>開発の抑制に努める。 <u>また、本区域は常願寺川等の流域に位置し、市街地の一部が浸水想定区域に含まれていることから、水災害に強い都市づくりの実現に向け、流域における保水や貯留機能の確保、立地適正化計画の防災指針に基づく取組み等により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する。</u>
g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
適切な宅地開発等により無秩序な市街化を抑制し、緑地などの減少を防ぐ。 また、市街地内に点在する公園・広場・緑地などのオープンスペースの確保に努め、災害時における避難地や緩衝帯としての機能の向上に努める。	適切な宅地開発等により無秩序な市街化を抑制し、緑地などの減少を防ぐ。 また、市街地内に点在する公園・広場・緑地などのオープンスペースの確保に努め、災害時における避難地や緩衝帯としての機能の向上に努める。 <u>常願寺川や立山連峰の山裾など、豊かな自然が残されているエリアにおいては、自然環境の積極的な保全とともに、自然と人とがふれあう場として活用し、良好な自然を次世代へと継承する。</u>
h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針	h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
用途地域内における未利用地の活用を推進するため、面的整備事業等の導入を検討し、計画的な土地利用の実現を図る。 また、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。	用途地域内における未利用地の活用を推進するため、面的整備事業等の導入を検討し、計画的な土地利用の実現を図る。 また、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。
2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	2）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
2—1）交通施設の都市計画の決定の方針	2—1）交通施設の都市計画の決定の方針
①基本方針	①基本方針
本区域は、東西方向の主要幹線道路として、北陸自動車道、県道富山上市線、県道富山立山公園線、県道富山立山魚津線が、南北方向の主要幹線道路として、県道立山水橋線、県道富山立山公園線が位置づけられているが、主に富山市方面への交通が多く、朝夕の通勤時間帯には交通混雑が見られる。 富立大橋の開通により、本区域の利便性は大きく向上したところであるが、引き続き、富山市方面へのアクセス向上を図る。 また、観光シーズン時には大型車の交通が増加し、交通環境の悪化が生じている。このため、立山インターチェンジと立山山麓とを結ぶ観光軸の強化に努める。 一方、都市内においては、市街地の外郭道路網の形成を図るとともに、市街地及び拠点間連絡道路網の整備を推進する。 本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内には富山地方鉄道の越中舟橋駅や五百石駅など 11 駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、	本区域は、東西方向の主要幹線道路として、北陸自動車道、県道富山上市線、県道富山立山公園線、県道富山立山魚津線が、南北方向の主要幹線道路として、県道立山水橋線、県道富山立山公園線が位置づけられているが、主に富山市方面への交通が多く、朝夕の通勤時間帯には交通混雑が見られる。 <u>今後、富立大橋の 4 車線化により、本区域の利便性が大きく向上すると予測されることから、引き続き周辺道路も含めて</u>富山市方面へのアクセス向上を図る。 また、観光シーズン時には大型車の交通が増加し、交通環境の悪化が生じている。このため、立山インターチェンジと立山山麓とを結ぶ観光軸の強化に努める。 一方、都市内においては、市街地の外郭道路網の形成を図るとともに、市街地及び拠点間連絡道路網の整備を推進する。 本区域の公共交通機関としては、鉄道や路線バスなどがあり、区域内には富山地方鉄道の越中舟橋駅や五百石駅など 11 駅がある。今後は、これら公共交通機関の維持・活性化を図り、

高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。	高齢 化 社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。								
②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
道路網については、富山市方面へ向かう東西方向の主要幹線道路として、県道富山市線、県道富山立山公園線、県道富山立山魚津線、南北方向の主要幹線道路として、県道立山水橋線、県道富山立山公園線を配置し、都市間連携の強化を図る。 また、都市内の骨格を形成する幹線道路として、東西には都市計画道路富山立山線、都市計画道路大日橋米沢線を配置するとともに、南北には都市計画道路前沢中央線、都市計画道路前沢日俣線を配置し、道路網の構築を図る。 公共交通については、駅の周辺においてパークアンドライド等のシステムの導入を検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、コミュニティバスの導入を図るなど、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。	道路網については、富山市方面へ向かう東西方向の主要幹線道路として、県道富山市線、県道富山立山公園線、県道富山立山魚津線、南北方向の主要幹線道路として、県道立山水橋線、県道富山立山公園線を配置し、都市間連携の強化を図る。 また、都市内の骨格を形成する幹線道路として、東西には都市計画道路富山立山線、都市計画道路大窪米沢線を配置するとともに、南北には都市計画道路前沢中央線、都市計画道路前沢日俣線を配置し、道路網の構築を図る。 公共交通については、駅の周辺においてパークアンドライド等のシステムの向上を検討するなど、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスの利用促進に努め、コミュニティバスの導入を図るなど、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・3・1 大日橋米沢線</td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・3・1 大日橋米沢線	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>道 路</td><td>3・3・1 大日橋米沢線 <u>3・4・1 大窪米沢線</u> <u>4・3・5 前沢中央線</u></td></tr></table>	種 別	名 称	道 路	3・3・1 大日橋米沢線 <u>3・4・1 大窪米沢線</u> <u>4・3・5 前沢中央線</u>
種 別	名 称								
道 路	3・3・1 大日橋米沢線								
種 別	名 称								
道 路	3・3・1 大日橋米沢線 <u>3・4・1 大窪米沢線</u> <u>4・3・5 前沢中央線</u>								
2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針	2—2）下水道及び河川の都市計画の決定の方針								
①基本方針	①基本方針								
a 下水道	a 下水道								
快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。	快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うことから、<u>未整備区域における整備促進を図るとともに、計画的かつ効率的な維持管理を図る。また、下水道施設の耐震化や液状化対策を計画的に進める。</u> 汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。 雨水については、速やかな排除を図り、浸水被害の防止に努める。								
b 河川	b 河川								
浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。	浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。								

②主要な施設の配置の方針	②主要な施設の配置の方針								
a 下水道	a 下水道								
汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。	汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。								
b 河川	b 河川								
各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、常願寺川、白岩川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。	各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、常願寺川、白岩川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。								
③主要な施設の整備目標	③主要な施設の整備目標								
優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>中新川公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	中新川公共下水道	優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>公共下水道</td><td>中新川公共下水道</td></tr></table>	種 別	名 称	公共下水道	中新川公共下水道
種 別	名 称								
公共下水道	中新川公共下水道								
種 別	名 称								
公共下水道	中新川公共下水道								
2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針	2—3）その他の都市施設の都市計画の決定の方針								
住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。	住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。								
3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	3）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針								
①主要な市街地開発事業の決定の方針	①主要な市街地開発事業の決定の方針								
五百石を中心とした既存市街地及びその周辺に関しては、防災性の確保や都市基盤整備を進めるため、面的整備事業等により、安全で快適な市街地形成に努める。 また、市街地の外郭を形成する幹線道路を境として、土地利用を都市的土地利用と農村的土地利用とに区分し、基盤整備を進めることによって用途地域内の未利用地の活用を図る。	五百石 地区 を中心とした既存市街地及びその周辺に関しては、防災性の確保や都市基盤整備を進めるため、面的整備事業等により、安全で快適な市街地形成に努める。 また、市街地の外郭を形成する幹線道路を境として、土地利用を都市的土地利用と農村的土地利用とに区分し、基盤整備を進めることによって用途地域内の未利用地の活用を図る。								
4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	4）自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針								
① 基本方針	①基本方針								
常願寺川等の河川を流れる清らかな水と立山連峰の緑を背景とした田園風景の保全に努めるとともに、区域南東部の段丘斜面などの緑地を活かし、地域に安らぎとうるおいを与える緑地空間の創出を図る。 このうち、常願寺川や白岩川、京坪川については川辺環境軸として位置づけ、親水空間の整備など環境整備を図っていくものとし、段丘斜面については山辺環境軸として位置づけ、都市生活にうるおいをもたらす景観として、緑地の保全に努める。	常願寺川等の河川を流れる清らかな水と立山連峰の 雄大な自然 を背景とした田園風景の保全に努めるとともに、区域南東部の段丘斜面などの緑地を活かし、地域に安らぎとうるおいを与える緑地空間の創出を図る。 このうち、常願寺川や白岩川、京坪川については川辺環境軸として位置づけ、親水空間の整備など環境整備を図っていくものとし、段丘斜面については山辺環境軸として位置づけ、都市生活にうるおいをもたらす景観として、緑地の保全に努める。								

また、緑の拠点を効果的に配置するとともに、これらのネットワーク化により、多様な緑が織り成す都市づくりを推進する。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地・ポケットパークの整備を推進する。	また、緑の拠点を効果的に配置するとともに、これらのネットワーク化により、多様な緑が織り成す都市づくりを推進する。 更に、ゆとりとうるおいのある豊かな生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地・ポケットパークの整備を推進する。								
②主要な緑地の配置の方針	②主要な緑地の配置の方針								
a 環境保全システムの配置の方針	a 環境保全システムの配置の方針								
常願寺川、寺田川、栃津川、高野川、虫谷川などの主要な河川や段丘斜面緑地を緑のネットワークの拠点として位置づけ、その保全に努めるとともに、緑が不足している区域においてはその整備・改善を図る。 また、優良農地は、ふるさとの豊かな田園環境を形成する貴重な緑地であり、その維持・保全に努める。	常願寺川、<u>白岩川</u>、<u>栃津川</u>などの主要な河川や段丘斜面緑地を緑のネットワークの拠点として位置づけ、その保全に努めるとともに、緑が不足している区域においてはその整備・改善を図る。 また、優良農地は、ふるさとの豊かな田園環境を形成する貴重な緑地であり、その維持・保全に努める。								
b レクリエーションシステムの配置の方針	b レクリエーションシステムの配置の方針								
広域的なレクリエーション需要に対応する大規模な緑地として、立山町総合公園や常願寺川緑地、末三賀緑地を位置づけ、効果的な活用に努める。 また、河川緑地や緑道の活用・整備により、緑豊かな歩行系ネットワークの構築を図る。	広域的なレクリエーション需要に対応する大規模な緑地として、立山町総合公園や常願寺川緑地、末三賀緑地を位置づけ、効果的な活用に努める。 また、河川緑地や緑道の活用・整備により、<u>レクリエーション需要を満たす環境</u>の構築を図る。								
c 防災システムの配置の方針	c 防災システムの配置の方針								
本区域は、住宅地に隣接する大規模工場が比較的多いことから、工場周辺の緩衝緑地整備や敷地内緑化を推進するとともに、これらの緑地については、公害防止や災害時における被害拡大防止などの機能を有する緑地として質的向上を図る。	本区域は、住宅地に隣接する大規模工場が比較的多いことから、工場周辺の緩衝緑地整備や敷地内緑化を推進するとともに、これらの緑地については、公害防止や災害時における被害拡大防止などの機能を有する緑地として質的向上を図る。								
d 景観構成システムの配置の方針	d 景観構成システムの配置の方針								
雄大な立山連峰や常願寺川一帯の眺望景観をはじめ、緑豊かな田園景観、段丘・丘陵緑地などについては、地域の環境と人々の営みがつくりだす雄大な自然景観として、維持・保全を図る。 また、社寺林や屋敷林、保存樹などの歴史性のある緑については、個性ある郷土の景観を創出する要素として、その保全・活用を図る。	雄大な立山連峰や常願寺川一帯の眺望景観をはじめ、緑豊かな田園、段丘・丘陵緑地などについては、<u>地域の環境と人々の営みが織りなしてきた景観</u>として、維持・保全を図る。 また、社寺林や屋敷林、保存樹などの歴史性のある緑については、個性ある郷土の景観を創出する要素として、その保全・活用を図る。								
③ 主要な施設の整備目標	③ 主要な施設の整備目標								
優先的におおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>特殊公園</td><td>前沢広場公園</td></tr></table>	種 別	名 称	特殊公園	前沢広場公園	優先的におおむね10年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。 <table><tr><td>種 別</td><td>名 称</td></tr><tr><td>特殊公園</td><td>前沢広場公園</td></tr></table>	種 別	名 称	特殊公園	前沢広場公園
種 別	名 称								
特殊公園	前沢広場公園								
種 別	名 称								
特殊公園	前沢広場公園								